

北海道外来医療計画に基づく新規開業の状況に関するフォローアップの実施

1 目的

- 新規開業を検討する医師等に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況について積極的に発信することにより、外来医療機能が不足する地域で開業すること、中でも、現時点で不足する機能を担うことを促し、新規開業の実態についてフォローアップすることは重要である。
- このため、外来医師多数区域において、診療所を開設する医師等に対し、開設届を提出する際に地域で不足する外来医療機能等を担う以降を確認し、新規開業の状況や不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を把握した上で、重点的にフォローアップを実施する。

2 内容

外来医師多数区域（現時点では、「札幌圏域」が対象。）において、新規に診療所（歯科診療所、移転による新規開業を除く。）を開設するものに対して、外来医療計画について説明するとともに、外来医療機能提供に関する意向書の提出を求める。

（１）新規開業者への説明（保健所→新規開業者）

各保健所においては、診療所開設の事前相談の際に、診療所の新規開業者に対して、別添 1「診療所を新規に開設予定の皆様へ」を元に、「外来医療計画の考え方」、「地域の外来医療機能の現状」を説明するとともに、「外来医療機能の提供に関する意向」を事前確認。

（２）新規開業者から意向書の提出（新規開業者→保健所）

診療所開設届出の提出の際に、別紙「外来医療機能に関する意向調書」を保健所に提出させ、不足する外来医療機能を提供する意向がない場合、その理由を聴取。

〈想定例〉

「対応できる診療科でない」、「開業時点で必要なスタッフを確保できない」など。

（３）外来医療機能に関する意向の取扱い

提出させた意向調書については、結果を取りまとめて、開設地の地域医療調整会議で報告を行う。

〈想定例〉

「月毎の新規開設件数」、「不足する外来機能提供への同意件数」、「同意のうち、提供される医療機能の内訳」、「同意されない場合、その理由」を報告。

（４）フォローアップ対応

上記（２）で提出させた意向調書において、開業時点では対応できないが、将来的に「地域で不足する医療機能の実施」の意向を示している診療所に対して、定期的に意向確認等のフォローアップを行い、開設地の地域医療調整会議で報告を行う。

3 対象

令和 4 年 4 月 1 日以降、診療所（歯科診療所は除く。）の新規開設予定者

【問い合わせ先】

北海道保健福祉部地域医療局医務薬務課医務係
電話：011-231-4111（内線 25-402）